

平成15年7月28日

たばこ問題情報センター
代表 渡辺文学 殿

帝都高速度交通営団
運 輸 本 部

「健康増進法」施行に伴う迷惑喫煙者対策について（回答）

拝復 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、平成15年7月3日付でご質問のありました迷惑対策につきまして、下記のとおり回答いたします。

敬具

記

1 鉄道営業法を根拠とする迷惑喫煙者の取り締まりの是非について

当営団地下鉄においては、昭和63年1月1日から全駅で終日禁煙を実施しております。ポスター、看板、放送、職員によるお願い等の啓発行動を継続して行ってきた結果現在では、ほとんどのお客様にご理解を得るものができたものと認識しております。

従いまして、今後もマナーの範囲でお客様にご協力をお願いしていく所存です。

2 上記の法的取り締まりを行わずにいる理由について

上記のとおり、当営団地下鉄においては、ほとんどが地下駅ということから他者にさきかけ駅構内全域、終日禁煙を実施しております。

現在、公共の場での喫煙に対しては、世間の目も厳しいものとなっていることから、駅構内及び車内での喫煙はほとんど見受けられないのが現状です。このことから現行の啓蒙活動によって十分対処できるものと認識しております。

3 鉄道利用者に対する安全の保障について

当営団においては、平成7年の「地下鉄サリン事件」以降、ターミナル駅を中心にガードマンによる駅構内の巡回警備および駅構内監視カメラの全駅設置等により防犯に努めております。

今後も喫煙者等迷惑行為でお困りの場合は、駅係員・乗務員・ガードマンにお知らせ願います。

以 上